7654321

身体障害者障害程度等級

備考

三 級		<u>一</u> 級			— 級	級 別		
4 の	2 は、	4 両眼開放視認点数が二〇点 ○点以下かつ両眼中心 視野視認点数が二〇点	3周辺視野角度(一/四の大の) がよる。以下同じ。) がいれいの度以下同じ。) がよる。以下同じ。) がよる。以下同じ。) がよる。以下同じ。) のがれがれがなりがないがった。 いい でんしん かい	のもの 眼の視力が手動弁以 かつ・O四かつ他方 の現りが手動弁以	・〇二以上〇・良い方の眼の視	のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの	視覚障害	i i
	の)のは大声語を理解し得ないもれば大声語を理解し得ないものでは介に接しなける。			ろう	〇〇デシベル以上のものへ両耳両耳の聴力レベルがそれぞれー		聴覚障害	聴覚又は平衡機能の障害
	書著の平 を を を を を を を き で を で で も で を き で も の を で を で も で も で も で も で も も も も も も も も						能平障衡害機	害
	失能し能 `声 のや又言機 そくは語						能の障害となる。	言語機能—
3 一上肢の機能の著しい障害 5 一上肢のすべての指を欠くも の	1 両上肢のおや指及びひとさし 指を欠くもの 指の機能を全廃したもの 指及びひとさし	4 一上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を上腕の二分の一以上	2 両上肢のすべての指を欠くも	1 両上肢の機能の著しい障害	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	上肢機能障害	肢
3 一下肢の機能を全廃したも	1両下肢をショパール関節以上で欠くもの 上で欠くもの 上で欠くもの おんしょう おんしょう おんしょう おんしょう おんしょう おんしょう おんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう しょうしょう しょうり しょくり しょう しょうしょう しょうしょう しょう しょうしょう しょう			上で欠くもの2両下肢を下腿の二分の一以	1両下肢の機能の著しい障害	1両下肢の機能を全廃したもの上で欠くもの	下肢機能障害	体不
	もがよ能体 の困り障幹 難歩害の な行に機		2 もが上よ能能 の困ががり害の 難る立ちに機 な事ちに機	難 こ 位 又 d な と を は M も が 保 起 M の 困 つ 立 位)障幹 座害の	なとてよ能体 いがいり障幹 もでる座害の のきこっに機	体 障幹 害機 能	
	しく制限されるものという。日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間のでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		- 1.0 € ± 1.0 €	度に制限されるもがるもが	により上肢を使用する。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	とんど不可能なものとんど不可能なものはよりによりにありませんがあればなりませんがではあればない。	上肢機能障害	自由由
	制限されるものでは、というでは、日の日の日の日のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日の日のでは、日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の			限 され る も	により歩行が極度に不随意運動・失調等	なもの歩行が不可能でより歩行が不可能	移動機能障害	

太枠内は1種